

# 消費税の申告の準備

平成17年版

## できていますか？

### Q 消費税はどんな税金？

消費税は商品等の販売やサービスの提供などの取引に対して広く課税されます。事業者は、売上げに係る消費税から自分が仕入れ等で支払った消費税を差し引いて納付します。

なお、消費税の税率は4%、地方消費税が1%、合わせて5%です。

### Q 消費税がかかる取引とは？

#### (1) 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引は消費税がかかります。

- ①国内における取引
- ②事業者が事業として行う取引
- ③対価を得て(有償で)行う取引
- ④資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供である取引

また、外国から商品を輸入する場合は、輸入のときに消費税が課税されます。

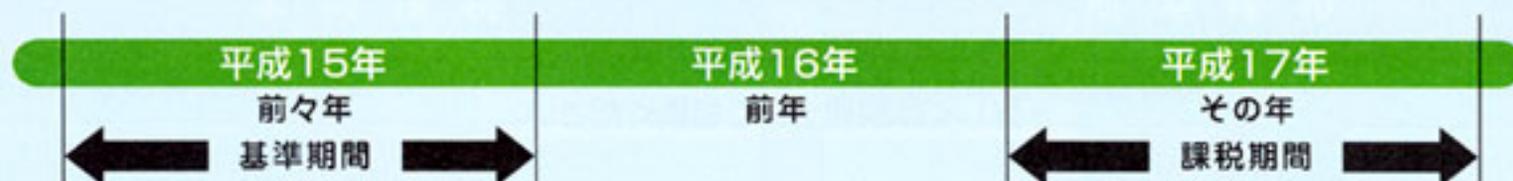
#### (2) 非課税取引とは…

土地の譲渡及び貸付け 住宅家賃 社会保険診療 一定の学校の授業料 など

### Q 消費税を納める義務がある事業者は？

その年の前々年(基準期間といいます。 )の売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務のある課税事業者となります。1,000万円以下の場合には、その年の売上高がいくらであっても消費税を納める義務はありません(免税事業者といいます。 )。

輸入の場合には、事業者だけでなく輸入した人も納税義務者となります。



### Q 消費税はいつ納めるの？

個人事業者は、原則として翌年3月31日までに消費税の確定申告書を提出するとともに、税額を納付しなければなりません。

前年の消費税額が60万円を超えた場合には、8月31日までに中間申告をし、前年の2分の1の税額を納付しなければなりません。

※ 前年の消費税額が500万円を超える場合には税理士にご相談ください。



日本税理士会連合会

消費税の相談・申告は  
税理士へ

## Q 消費税の計算は？

消費税の計算は、通常の計算のほか、小規模事業者への特例（基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合）として簡易な方法があります。

（下記の計算では、消費税の税率を消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。）

### 通常の計算（本則課税）

$$\text{納付税額} = \left( \frac{\text{売上げに係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 5\% \right) - \left( \frac{\text{仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 5\% \right)$$

※ 課税期間の課税売上高及び課税仕入高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額です。

### 簡易な計算（簡易課税）

仕入れ等に係る消費税額は売上げに対する消費税額に「みなし仕入率」を掛けたものです。

$$\text{納付税額} = \left( \frac{\text{売上げに係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 5\% \right) - \left( \frac{\text{課税期間の課税売上高}}{\text{課税売上高}} \times 5\% \times \text{みなし仕入率} \right)$$

みなし仕入率	事業種別	率
みなし仕入率	第1種事業（卸売業）	90%
	第2種事業（小売業）	80%
	第3種事業（製造業等） （農林・漁業、建築業、製造業など）	70%
	第4種事業（その他） （飲食店業、金融・保険業など）	60%
	第5種事業（サービス業） （運輸・通信業、不動産業、サービス業）	50%

### ～消費税の帳簿とは～

- ①取引年月日
- ②取引内容
- ③取引金額
- ④相手方の氏名・名称

● これらを記載したものを帳簿といいます。 ●

## Q 本則課税・簡易課税のメリット・デメリット？

本則課税は受け取った消費税から支払った消費税を控除して計算するため、設備投資等をした場合のように支払った消費税が多い場合には還付を受けることができます。

しかし、本則課税は支払った消費税を証する帳簿及び請求書等の両方を保存しなければならないので事務の手数がかかります。

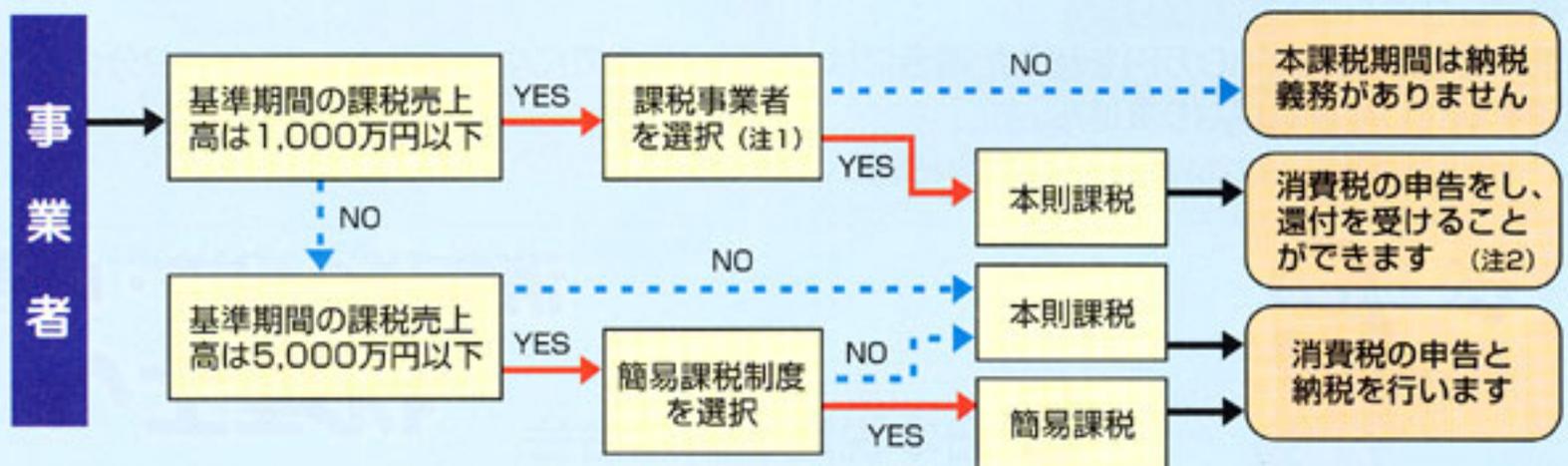
簡易課税は支払った消費税をみなし仕入率を使って計算するため、簡単で事務の手数がかかりません。

しかし、設備投資等をした場合のように支払った消費税が多くても還付を受けることができません。

\*詳しくは税理士にご相談ください。

## Q さて、あなたの場合は？

個人事業者の課税期間は1月1日から12月31日までです。さて、あなたは申告する必要がありますか？ YESかNOでスタートしてみてください。



（注1）還付が見込まれる場合

（注2）2年間は免税事業者には戻れません。

# 設例を参考にあなたの消費税を計算してみましょう!



花屋(小売業)	基準期間の課税売上高	1,800万円		
その年の損益の内容 (税込経理)	売上高	2,100万円	人件費	450万円
	雑収入	21万円	自動車税	5万円
	仕入高	1,365万円	保険料	3万円
	店舗家賃	126万円	その他経費	147万円
			利益	25万円

} 消費税がかからない取引

(1) 平成17年の売上高 (雑収入も含まれます。)

	+		=	
21,000,000		210,000		21,210,000
売上		雑収入		A

(2) Aを税抜きにする

	×	100/105	=	
21,210,000				20,200,000
A				B

(3) 仕入れ等の合計額(税込) (消費税のかからない取引は入りません。)

	+		+		=	
13,650,000		1,260,000		1,470,000		16,380,000
仕入高		店舗家賃		その他経費		C

## (4) 納付税額の計算

### 本則課税

① 売上げに係る消費税額

	×	5%	=	
20,200,000				1,010,000
B				D 消費税額

② 仕入れ等に係る消費税額

	×	5/105	=	
16,380,000				780,000
C				E 消費税額

③ 納付税額

	-		=	
1,010,000		780,000		230,000
D		E		納付税額

### 簡易課税

① 売上げに係る消費税額

	×	5%	=	
20,200,000				1,010,000
B				D 消費税額

② 仕入れ等に係る消費税額

	×		=	
1,010,000		80%		808,000
D		みなし仕入率 (左ページ表)		E 消費税額

③ 納付税額

	-		=	
1,010,000		808,000		202,000
D		E		納付税額

# こんなことで悩んでいませんか？

<p><b>Q</b> 平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えました。消費税の手続きをしなければなりませんか。</p>	<p><b>A</b> 平成17年より課税事業者となります。速やかに届出が必要です(課税事業者届出書)。</p>
<p><b>Q</b> 簡易課税を選択していますが平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えました。平成17年の消費税はどうなりますか。</p>	<p><b>A</b> 平成17年より消費税は本則課税で計算しなければなりません。</p>
<p><b>Q</b> 平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えました(5,000万円以下)。簡易課税を選択したいのですがまだ間に合いますか。</p>	<p><b>A</b> 簡易課税の選択は、原則としてその年の前年末までに届出を提出しなければなりません。ただし平成17年に新たに課税事業者となる場合には、特例として17年末までに提出することができます。</p>
<p><b>Q</b> 税務署より課税事業者届出書と簡易課税選択届出書が送られてきたので、よくわからず両方提出してしまいました。大丈夫ですか。</p>	<p><b>A</b> 簡易課税は選択です。本則課税と比較検討して選択してください。本則課税で申告したい場合には、誤って出してしまった簡易課税の届出を17年中に取り下げてください。</p>

## ●税金のことは税理士へ●

# 一人で悩まず、お気軽にご相談ください!!

### 税務代理



申告・申請の代理、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合に代理します。

### 税務書類の作成



所得税、消費税、相続税、贈与税など税務署へ提出する書類などを作成します。

### 税務相談



税金のことで分からないとき、困ったときの相談を受けます。事前の相談が決め手です。

### 会計業務



税理士業務に付随して財務書類の作成、会計業務の記帳代行、その他財務に関する事務を行います。

税理士への相談は「事前に」が決め手です。

詳しいことはお近くの税理士・税理士会にお気軽にご相談ください。